

調査検討部会設置要綱

(設 置)

- 1 千葉県行政組織条例第33条第1項の規定に基づき、千葉県国土利用計画地方審議会(以下「審議会」という。)に、調査検討部会(以下「部会」という。)を置く。

(任 務)

- 2 部会は、次に掲げる事項について調査・検討し、その結果を審議会に報告する。
 - 県土利用の現状及び課題の整理
 - 県土利用の課題解決に向けた方策の検討

(関係者の出席)

- 3 部会は、必要がある場合は、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 4 部会の会議については、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当するものは公開しないことができる。
 - 千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「公開条例」という。)第8条各号に該当する事項について審議等を行う場合
 - 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると部会が認める場合
- 5 部会の会議の公開は、議場の大きさによりあらかじめ傍聴定員を定め、会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。
- 6 傍聴者には、会議資料を提供するとともに、会議を公正・円滑に運営するため、別紙「傍聴要領」を交付し、会場の秩序維持に努めるものとする。
- 7 部会の会議を開催するに当たって、事前に開催日時、会議名、議題、開催場所、問い合わせ先(担当課、連絡先、傍聴定員、傍聴手続方法)を県ホームページに掲載する等の適切な方法により県民等への周知を図るものとする。
- 8 部会の審議結果等については、公開条例に基づいて、原則公開とし、会議終了後、県ホームページに掲載する等の適切な方法により行うものとする。

(庶 務)

- 9 部会の庶務は、千葉県総合企画部企画調整課において処理する。

(雑 則)

- 10 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(附 則)

この要綱は、平成17年8月29日から施行する。